

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月8日（金）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）
    - ・末松文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
    - ・牧義夫君（立民）提出の修正案について、提出者牧義夫君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・宮本岳志君（共産）提出の修正案について、提出者宮本岳志君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・原案及び両修正案に対し、宮本岳志君（共産）が討論を行いました。
    - ・宮本岳志君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。（賛成－共産 反対－自民、立民、維新、公明、国民）
    - ・牧義夫君（立民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。（賛成－立民 反対－自民、維新、公明、国民、共産）
    - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）
    - ・山本ともひろ君外3名（自民、立民、公明、国民）から提出された附帯決議案について、荒井優君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立民、公明、国民 反対－維新、共産）
- （質疑者）吉川元君（立民）、荒井優君（立民）、掘井健智君（維新）、三木圭恵君（維新）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 吉川元君（立民）

- (1) 中央教育審議会特別部会『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）について
  - ア 教員免許更新制について、「新たな教師の学びの姿」を実現する上で阻害要因となると考えざるを得ないとした審議まとめの記載に対する末松文部科学大臣の見解
  - イ 審議まとめで指摘された教員免許更新制の課題は制度導入時から存在していたとの意見に対する末松文部科学大臣の見解
- (2) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について
  - ア 更新制導入前の教員免許状（旧免許状）及び導入後の免許状（新免許状）等の取扱いについて
    - a 法改正後は現に有効な新免許状及び旧免許状並びに休眠状態の旧免許状のいずれも特段の手続なく有効期間の定めのない免許状になることの確認
    - b 法改正後は新免許状、旧免許状という区別はなくなることの確認
  - イ 失効した免許状の所持者への再授与について
    - a 再授与に必要な手続
    - b 再授与に当たり単位等の修得状況の証明書が必要である理由
  - ウ 免許状取得に必要な単位が取得時と現在で異なる場合の取扱い
  - エ 現時点で研修受講履歴を管理している都道府県教育委員会等の目的及び活用方法
  - オ 研修受講履歴管理システムについて
    - a 全国統一のシステムを構築する可能性及び統一する場合の目的
    - b 教員に関する他の情報等と連携する可能性
    - c システムで管理される情報は個人情報保護法で定義される個人情報であることの確認
    - d 現時点で同システムを構築していない都道府県教育委員会等が独自に管理システムを構築できることの確認

- カ 研修受講履歴等の記録について
  - a 記録の方法
  - b 教員が自身の研修受講履歴を閲覧することは可能か
  - c 研修受講履歴を閲覧できる者は任命権者、指導助言者及び教員本人であることの確認
  - d 文部科学省が研修受講履歴を活用しデータ化する可能性
  - e 研修受講履歴を活用したデータにより、教員に研修が強制されることのないよう適切に取扱う必要性
- キ 指導助言について
  - a 指導助言の内容及びその強制力
  - b 指導助言への対応や研修受講履歴が人事評価の対象とならないことの確認
- ク 研修について
  - a 職務としての研修は原則として勤務時間内に行われることの確認
  - b 研修に係る費用負担の在り方

#### 荒井優君（立民）

- (1) ウクライナからの避難者への対応について
  - ア 外国から避難してきた子供たちへの支援体制
  - イ 支援をワンストップで行う必要性
- (2) 教職員組合の実施する研修や勤務時間外に行われる自主研修を法改正後の新たな教員研修制度の対象として認めるのか
- (3) 学力格差の現状に対する末松文部科学大臣の見解
- (4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について
  - ア 給特法の見直しに必要な財源措置の方策についての財務省の見解
  - イ 教員の働き方改革の進捗に応じた給特法見直しに要する財源措置についての財務省の見解
  - ウ 給特法の抜本の見直しを文部科学行政の目標とすることについての末松文部科学大臣の見解
- (5) 教員の働き方改革や給特法の見直しなど教育現場の改善へ向けた末松文部科学大臣の決意

#### 掘井健智君（維新）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 免許更新制の廃止と新たな教員研修制度との関係
- イ 指導が不適切である教員の認定数、指導改善研修の実績、免職者数及び指導改善の事例
- ウ 現行の法定研修の実施状況及び新たな教員研修に既存の研修を活用する必要性
- エ 学習コンテンツの集約及び提供するプラットフォームの整備についての文部科学省の方針
- オ 指導助言に期待する役割
- カ 指導助言が義務であるか否か
- キ 臨時的任用教員への研修の実施についての文部科学省の方針
- ク 研修のガイドラインの位置付け及びガイドライン作成の目途

#### 三木圭恵君（維新）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 教員免許更新制を導入した理由及び意義
- イ 教員研修の質を担保しつつ学習コンテンツ等の量的な充実を図るための方策
- ウ 教員免許更新制に対する教員からの不満についての末松文部科学大臣の受け止め

- エ 研修受講履歴管理システムの構築に係る教育委員会の負担
- オ 研修受講履歴を閲覧できる者の範囲
- カ 指導が不適切な教員への対応について
  - a 当該教員に対してどのように指導を行っているのか
  - b 研修に限らず学校全体で改善を図る必要性についての末松文部科学大臣の見解

**宮本岳志君（共産）**

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 教員免許の取得に必要な単位を修得した大学が合併又は廃止された場合に、どこが単位修得証明書を発行するのか
- イ 新たな教員研修制度の導入を行わずに教員免許更新制の廃止のみを行う場合に生じる不都合
- ウ 本年7月1日の教員免許更新制の廃止から来年4月1日の新たな研修制度の導入までの9か月間に不都合や混乱が生じないことの確認
- エ 教員に対して行う資質の向上に関する指導助言等がパワハラにつながる懸念
- オ 職務命令による研修受講の例示として、ICT活用指導力など特定分野の資質の向上に強い必要性が認められるにもかかわらず、管理職等が受講を促してもなお、相当期間にわたり、合理的な理由なく研修を受講しない場合を挙げる文部科学省の方針について
  - a 職務命令の範囲を広げるものではないか
  - b 教員に対して職務命令で研修を押しつけるものではないか
  - c この方針を見直す必要性